

令和4年12月2日

こども自身が運転するゴーカートなどの乗り物での事故に注意！
— 保護者と共に安全な施設等を選び、ルールを守って正しく利用しましょう —

内閣官房こども家庭庁設立準備室及び消費者庁では、令和4年9月に発生したイベント会場でのゴーカートによる事故¹を受け、こども自身がゴーカート²などを運転できる施設等の安全確保のため、スポーツ庁を通じて、（一社）日本自動車連盟（以下「JAF」という。）に、カート施設等の安全点検及び安全対策の徹底等を要請しました。また、ゴーカートなどこども自身が運転できる乗り物³が遊戯施設や都市公園等にも設置されていることから、関係省庁を通じ関連施設等に対し、自主的な点検を要請しています。

今般、JAF が公認競技会のみならず、国内で開催されるモータースポーツ（ゴーカート等の乗り物体験等を含む。）のイベント全般を対象とした当面の安全対策（推奨事項）を策定・公示したことから、遊戯施設やイベント会場等におけるこども自らが運転する乗り物での事故防止のために、消費者向けの注意喚起を実施します。

こども自身が運転できる乗り物には様々な種類があり、玩具として楽しむもの、自転車などある程度スピードの出るもの、スポーツ体験のイベントやレジャーなどとしてゴーカートや小型バイクなどを運転するものもあります。

特に、遊戯施設やイベント会場等では、日常的に運転しない乗り物を手軽に楽しむことができる一方、公道で運転免許が必要となる乗り物と同様、運転操作には注意すべき点や技術が必要な場合もあります。こういった乗り物はある程度スピードが出るため、運転操作を誤ると、自分自身だけではなく、周囲を巻き込んでの重大な事故につながる危険性があります。

① 施設等を選ぶときの注意ポイント

- ☑ 事前にウェブサイトなどでこどもが乗り物を運転できるかどうかだけでなく、遊戯施設やイベント会場等の乗り物に関する管理状況を調べておき、安全対策が十分にとられている施設等を選びましょう
- 観客として体験イベント等に参加する場合は観覧エリアの場所も確認しましょう

② 遊ぶときの注意ポイント

- ☑ 施設等の利用規約や注意事項・禁止事項をよく確認し、正しく使用しましょう
- ☑ 巻き添え事故に遭わないよう、決められたエリア内で観覧・乗降待ちをしましょう

¹ 2. 事故情報データベースに登録された事故件数【端緒となった事故事例】を参照。

² 本資料では、遊園地などの遊戯施設に設置されているゴーカートのほか、カートレースに用いられるレーシングカートやレーシングカートに類似の四輪自動車を指します。

³ 原動機（エンジン、モーター等）を動力源とした歩行速度を上回るスピードが出る乗り物

1. こどもが運転する乗り物について

遊園地や都市公園などに設置されているゴーカートなどの乗り物は従来からこどもにとって人気のあるアトラクションです。近年は屋外屋内を問わず、遊戯施設において、電動のゴーカートや電動立ち乗り二輪車などの乗り物が体験できます。また、モータースポーツを手軽に体験できる場として広い敷地に設けられたサーキットやオフロードコースなどでカートやバギーと呼ばれる四輪車、小型バイクなどを運転できる施設もあります。公道でなく施設（一時的な施設含む。）を用いるため、運転免許などは乗り物を運転するために必要とされないことが多く、これらの施設では、レジャーとして楽しむほか、モータースポーツとして厳格なルールに基づいて競技を行う場合もあり、各種の乗り物を用いて、観客も入れた体験教室や体験イベントが実施されています。

モータースポーツには、こどもの頃から運転に慣れることができるため、安全な運転に必要な技能及び知識の習得など交通安全意識の普及に資するという意義があります。他方で、こどもが普段経験することのない操作や速度を体験することになるため、安全には十分に注意が必要です。

2. 事故情報データベースに登録された事故件数

【端緒となった事故事例】

イベント会場において、体験運転中のゴーカートが何らかの理由において、コース外に逸脱し、観客に衝突。観客のうち1名が死亡、2名が軽傷。（事故発生年月：令和4年9月、死亡1名（2歳）、軽傷2名（4歳））

事故情報データベース⁴には、平成21年度以降に発生した遊戯施設やイベント会場等でこどもに限らず自らが運転する乗り物での事故が30件（うち2件は物損のみ）⁵寄せられています（図1）。

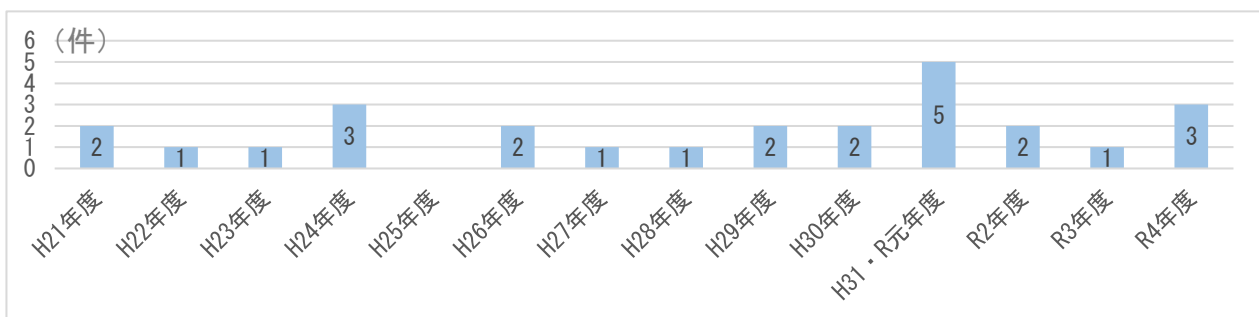


図1 発生年度別事故件数（n=26、発生年度不明の4件を除く）

⁴ 「事故情報データベース」は、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと提携して運用しているデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）です。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含みます。

⁵ 消費者庁発足（平成21年9月）以降、令和4年11月末までの登録分。こども自身が運転する可能性のある乗り物について、体験などを行うイベントを含めて検索。件数及び分類は、本件のために消費者庁が特別に精査したものです。乗り物の種類は、ゴーカートのほか、電動立ち乗り二輪車、自動二輪車、バギーなどを含みます。

被害者の年代別では、10 歳代が最も多く 11 人、次に、9 歳以下が 8 人であり、傷病の程度を見ると 1 か月未満 17 人、1 か月以上 13 人、死亡は 1 人となっています（図 2）。

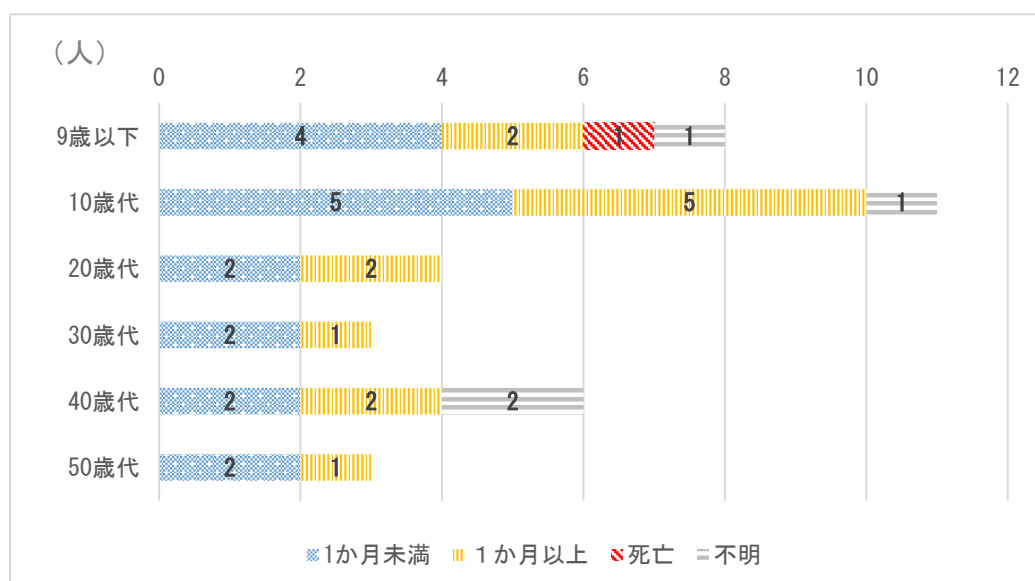


図 2 年代別・傷病の程度別の被害者数
(n = 35、年代・傷病の程度不明の 1 人を除く)

乗り物別に見ると 12 件が「ゴーカート」、7 件が「電動立ち乗り二輪車」での事故となっています（図 3）。

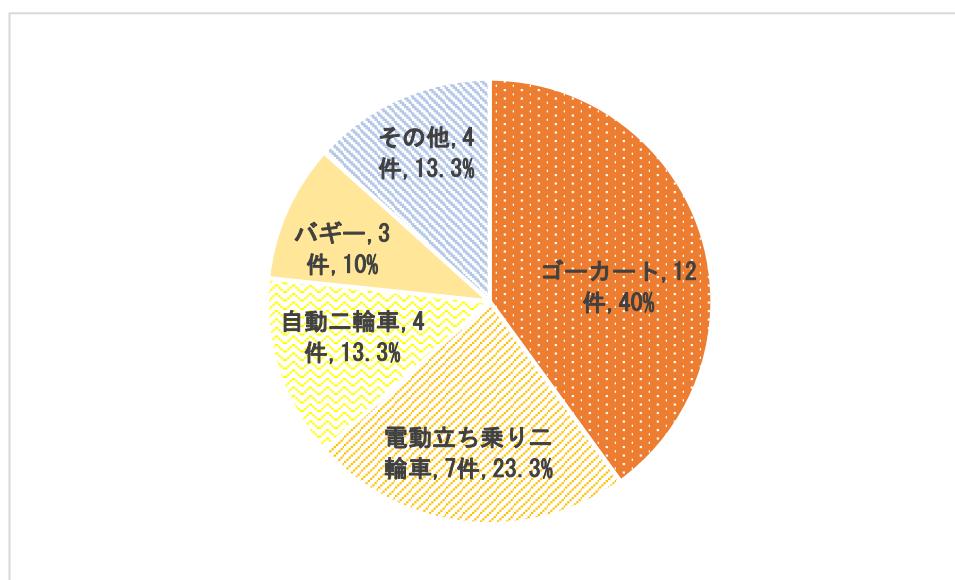


図 3 乗り物別事故件数 (n = 30)

事故の発生場所ごとに見ると、「サーキット」が8件、「アミューズメント施設」が7件となっています。「イベント会場」での事故も6件と多くなっています（図4）。被害者に10歳代以下が含まれる事故では、「アミューズメント施設」、「遊園地等」が各3件となっています（図5）。

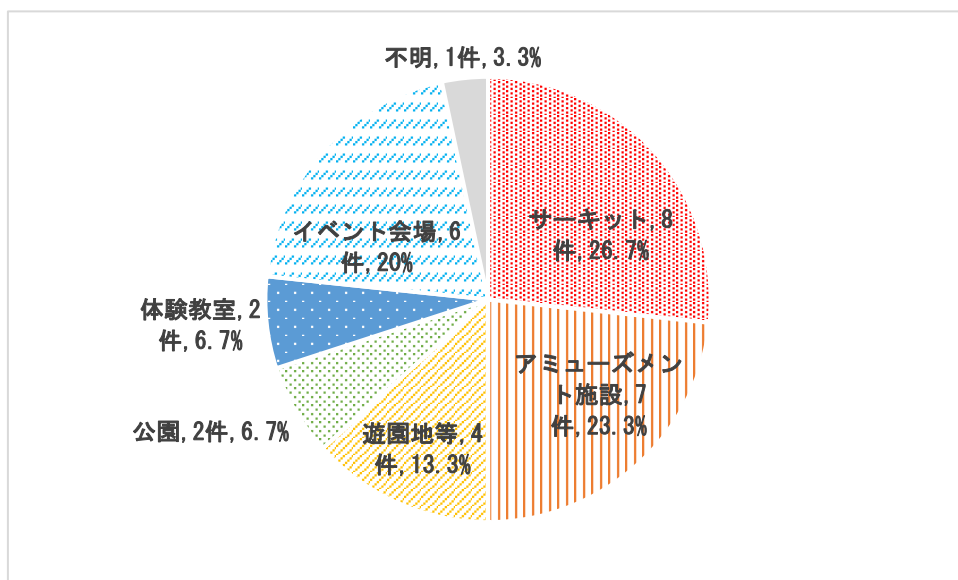


図4 施設等⁶別の事故件数（n=30）

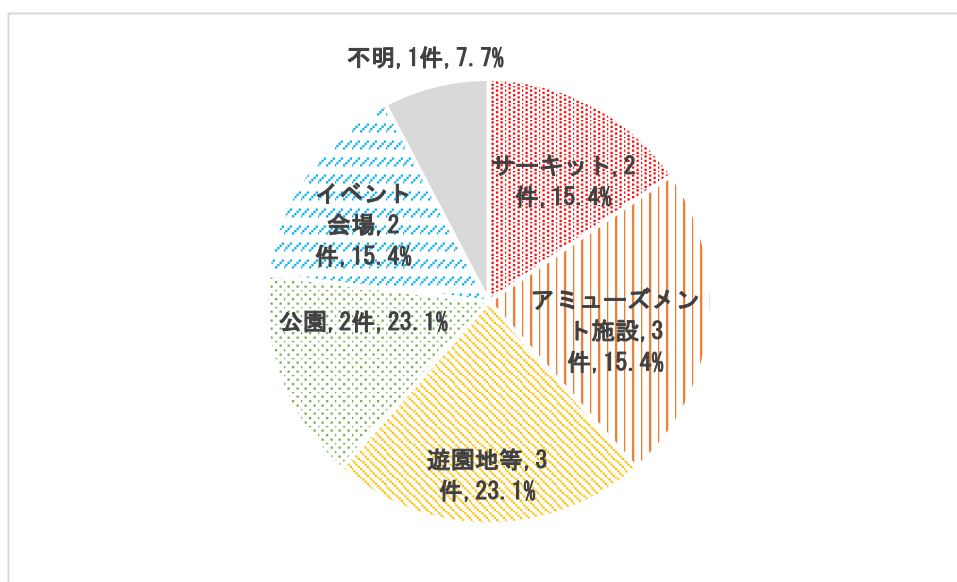


図5 施設等別の事故件数（被害者に10歳代以下が含まれる事故）（n=13）

⁶ 「アミューズメント施設」：ゲームセンター、ボウリング場、カラオケ等の娯楽施設を運営する施設。
「公園」：都市公園法に基づき地方公共団体や国により設置される公園又は緑地。都市公園。

3. 事事故事例

【事例 1】サーキットでのゴーカートの事故

中学生の娘がゴーカートでカーブを曲がり切れず壁に激突。腿の裏を切り救急搬送された。(事故発生年月：令和元年 5 月、傷病の程度：1 か月以上、被害者の年代：10 歳代)

【事例 2】レジャー施設でのゴーカートの事故

レジャー施設で、1 人用ゴーカートの運転席に幼児、脇のステップに運転補助のため保護者が乗って発進したが、コースを外れて分離帯のタイヤに衝突。保護者は衝突直前に飛び降りたが、腹部を打った幼児が内臓損傷。(事故発生年月：平成 28 年 8 月、傷病の程度：1 か月以上、被害者の年代：1～4 歳)

【事例 3】公園に設置された遊戯施設でのゴーカートの事故

当該遊戯施設でゴーカートを利用中、コースを離脱し、ゴーカート搬出入口に張られたロープに接触し、左瞼を切る等の重傷。(事故発生年月：平成 24 年 8 月、傷病の程度：一、被害者の年代：5～9 歳)

【事例 4】サーキットでのレンタルカートの事故

息子がレンタルカート利用中、ハンドルを支えるねじがとれて制御不能で怪我をした。(事故発生年月：令和 2 年 11 月、傷病の程度：3 週間～1 か月、被害者の年代：20 歳代)

4. こども自身が運転するゴーカートなどの乗り物を安全に利用するために

JAF では、公認競技会をはじめ国内で開催されるモータースポーツ（ゴーカート等の乗り物体験等を含む。）イベント全般を対象とした当面の安全対策（推奨事項）を令和 4 年 12 月 2 日に策定・公示しました。本安全対策は全ての遊戯施設やイベント会場等に当てはまるものではありませんが、ゴーカートなどのこどもが運転する乗り物の中には、ある程度スピードが出るものも含まれているため、運転操作を誤ると、自分自身だけではなく、周囲を巻き込んでの重大な事故につながる危険性があります。

このことから、本安全対策を参考に、こども自身が乗り物を安全に利用するための注意ポイントを取りまとめました。被害者が最も多かったのは 10 歳代です。小さなこどもはもちろんですが、中高生が乗り物を運転する場合でも、こども任せにせず保護者が一緒に施設を選び、安全に利用しましょう。

① 施設等を選ぶときの注意ポイント

事前にウェブサイトなどでこどもが乗り物を運転できるかどうかだけではなく、遊戯施設やイベント会場等の乗り物に関する管理状況を調べておき、安全対策が十分にとられている施設等を選びましょう

観客として体験イベント等に参加する場合は観覧エリアの場所も確認しましょう

具体的には、

- ・ 保護具などの安全対策がされているか
- ・ 運転前の安全講習などがあるか
- ・ 乗り物や設備の点検をしているか
- ・ 乗り物を運転するエリアと観覧エリアは安全に分離されているか
- ・ 事故発生に備えて安全計画（緊急時対応）や補償（保険の利用など）が定められているか

などを確認しましょう。ウェブサイトなどで確認できない場合は、事業者にお問い合わせ、こういった安全対策がとられている施設等を選びましょう。

② 遊ぶときの注意ポイント

施設等の利用規約や注意事項・禁止事項をよく確認し、正しく使用しましょう

具体的には、

- ・ 乗り物の対象年齢、乗車可能な身長・体重制限などは守っていますか。
- ・ 運転前の安全講習を正しく理解しましたか。運転方法や危険な時の回避方法など理解できない場合は施設の担当者に聞いてみましょう。
- ・ 服装は適切ですか。肌が露出した服装のまま、マフラーなどを付けたまま運転しようとしていませんか。肌が露出しているとけがをしやすいので、肌を覆う服装（長袖、長ズボン、つま先が覆われ底が平らな靴など）を選びましょう。また、マフラーなどが駆動部分に巻き込まれると窒息するおそれがありますので乗車前に外しましょう。髪の毛が長い場合も適切にヘルメット内に固定するなどして保護しましょう。
- ・ ヘルメットやシートベルトなど保護具は正しく着用しましたか。
- ・ 健康状態に不安がある場合は運転を控えましょう。
- ・ 乗り物は思った以上にスピードが出ている場合もあります。夢中になりすぎて、無謀な運転をしないようにしましょう。

また、運転者ではなく、観客や運転の順番を待っていた人が被害に遭った事例もあるため、乗り物を運転する時以外も注意が必要です。

巻き添え事故に遭わないよう、決められたエリア内で観覧・乗降待ちをしましょう

- ・ 決められた観覧エリアから見るようにしましょう。

- ・特に、乗降エリアでは他の利用者が運転する乗り物に近づきすぎないようにしましょう。

なお、他の利用者が安全な運転ができていないと思われる場合には、施設の担当者に伝えて対応してもらいましょう。

5. 施設等の安全確保のための要請について

内閣官房子ども家庭庁設立準備室及び消費者庁では、令和4年9月に発生したイベント会場でのゴーカートによる事故を受け、本イベントがモータースポーツの体験イベントであったことを踏まえ、子ども自身がゴーカートなどを運転できる施設等の安全確保のため、スポーツ庁を通じ日本の四輪モータースポーツ統轄団体であるJAFに対して関係施設の安全点検及び安全対策の徹底等を要請しました（別添1）。

また、ゴーカートなど子ども自身が運転できる乗り物が遊戯施設や都市公園等にも設置されていることから、関係省庁を通じ関連施設等に対し、自主的な点検の実施を要請しており、JAF 及び関係各省における点検概要を併せて公表します（別添2）。

6. 参考

（一社）日本自動車連盟（JAF）「ゴーカート等の乗り物体験等を含むイベントに係る当面の安全対策（推奨事項）」

<https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/announcement/info/2022/20221202>

<本件に関する問合せ先>

内閣官房子ども家庭庁設立準備室 総括班

TEL：03（6550）9269（直通）

FAX：03（3507）5535

消費者庁消費者安全課

TEL：03（3507）9137（直通）

FAX：03（3507）9290

※ 注意喚起の記載については消費者庁消費者安全課までお問合せください。